

株式会社北都物流 行動計画

「子どもが生まれる際の父親の育児休業の取得促進」 行動計画

男子社員が仕事と子育てを両立させることが出来、社員全員が働きやすい職場環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分発揮できるようにするための行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年1月10日～平成26年11月30日

2. 内 容

目標1：男子社員の配偶者の子の出産等に伴う男子の育児休業の趣旨、育児休業給付金等の制度の周知や情報提供等を行う。

< 対策 >

- 平成25年1月10日～平成25年1月31日 育児休業の制度に関するパンフレット等により全社員に趣旨を周知する。
- 平成25年2月1日～平成25年3月1日 安全会議等で社員の意見等を聴取する。

目標2：男子社員の育児休業取得のための全社員研修会を実施する。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成26年3月31日 全社員に対して少子化における実情や会社における男子社員の育児休業取得推進に対する重要性や全社員の協力等の研修会を安全会議等利用して行い、男性育児休業の取得し易い職場環境をつくる。

目標3：男子の育児休業の取得を実施する。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成26年11月30日 育児休業対象者を把握し対象者に対して育児休業取得の準備をする。
- 平成25年4月1日～平成26年11月30日 全社員に対する育児休業取得者に対して理解と協力支援体制を安全会議等で周知し、最初に育児休業を取得する社員への負担軽減を図る。
- 平成26年4月1日～平成26年11月30日 育児休業の完全実施を図る。

「年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする」 行動計画

年次有給休暇の取得により、社員が家族と過ごすゆとりある時間を増やし、また、休暇を利用して社員自らのスキルアップを図る等により仕事にも意欲を持って取り組める職場環境を進める。

そのため、社員の年次有給休暇の取得日数を計画的に取得する施策を行い、年次有給休暇取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

2. 内容

目標1：会社内における過去2年間の年次有給休暇の取得日数を調査し、その現状を社員に周知する。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 社員一人ひとりに年次有給休暇の取得状況を個別に周知する。
- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 全社員に年次有給休暇の取得の有効活用等周知・勧奨する。

目標2：会社の繁忙期間等を調査し、こうした繁忙期に年次有給休暇の取得が社員間で重複しないことへの社員への理解を求める。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 会社の安全会議等で会社の繁忙期間を周知し、また社員からこの期間中の年次有給休暇の取得の重複を避けるための意見等を聴取する。
- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 会社の繁忙期間を意識した年次有給休暇の取得予定（計画）を年度当初に全員から提出してもらうことを決定並びに社員に周知する。

目標3:年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間平均5日以上とする。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 前記目標2により全社員から年次有給休暇取得予定表を提出してもらう。
- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 年次有給休暇取得予定表に基づき社員間で重複が認められる場合、他日振り替えの調整を行う。

- 平成25年4月1日～平成26年3月31日 四半期ごとに年次有給休暇の取得状況を調査し、年次有給休暇の取得日数の少ない社員には計画的取得を指導する。

また、四半期ごとに目標達成度合いを社員に安全会議等で周知し、社員の年次有給休暇取得の意識の高揚を図り目標を達成する。

「子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることが出来る

「子ども参観日」の実施 行動計画

社員の子どもが父母が職場で働いているところを見学する「子ども参観日」の実施により、子どもが家庭における社員(父母)の働いているところを見ることにより、社員(父母)に対するより良い信頼・尊敬が生まれ、子と社員(父母)の絆が深まるとともに、子どもの情操教育に資するための行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

2. 内容

目標1:「子ども参観日」実施のための社員周知を図る。

< 対策 >

- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 「子ども参観日」の趣旨等パンフレット等で周知する。

- 平成25年4月1日～平成25年6月30日 安全会議等を利用して「子ども参観日」に対する全社員の意見等を聴取する。

目標2:「子ども参観日」の実施の素案をつくり全社員へ周知する。

< 対策 >

- 平成25年7月1日～平成25年8月31日 「子ども参観日」の実施日時等具体案をつくり、全社員から安全会議等で意見等聴取する。

- 平成25年7月1日～平成25年8月31日 「子ども参観日」の実施日時等社員の意見等踏まえた実施日時を安全会議等で提示して実施月日を決定する。

目標3:「子ども参観日」の実施

< 対策 >

- 平成25年9月1日～平成25年10月31日 「子ども参観日」の実施日時等全社員に周知する。

- 平成25年9月1日～平成25年10月31日 「子ども参観日」の実施日時等の実施内容を全社員に周知する。
- 平成25年9月1日～平成25年10月31日 「子ども参観日」の実施日の4週間前に参加人数を把握する。
- 平成25年9月1日～平成25年10月31日 「子ども参観日」の実施日2週間前に子どもの参加家庭に「子ども参観日」の実施内容等を通知する。特に「子ども参観日」に出社・退社における子の安全のための家庭との連携に配慮する。
- 平成25年9月1日～平成25年10月31日 「子ども参観日」の実施並びに実施反省会実施

★株式会社 北都物流さん

「運送業（ほとんど男性従業員）の環境の中で、行動目標を、①男性の育児休業の取得、②年次有給休暇の取得促進、③「親の働いているところを見る子ども参観日」の必要性を理解し取り組むこととなった。更に、2年間の短期間で目標を達成することとしましたので、社内安全会議等活用して従業員と十分意思疎通を図りながら、早期目標の達成に努力したい。また、こうした取り組みが、従業員の「仕事と家庭の両立」が図られることで、会社としては社員のより一層の安全運転の意識向上等にも繋がり、もって、社会的貢献に資して行きたい。」

★目標を達成するにはどうしたらいい？

次世代育成サポートアドバイザーからひとこと

社会保険労務士 渡辺 勝治さん

「目標は、3項目（①男性の育児休業の取得、②年次有給休暇の取得促進、③親の働いているところを見る子ども参観日）、目標の達成期間は2年間と決定しましたので、毎月定例の安全会議を活用して、会社と従業員との連携により目標を是非達成していただきたい。このことにより、「仕事と家庭の両立」が図られ、従業員の家庭生活が豊かになり、加えて、会社の業績向上に繋がるように取り組んでいただきたい。」